

羽曳野市公園条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>目次 第1章 省略 第2章 都市公園(第2条の2 - 第19条) 第3章～第6章 省略 附則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、公園の設置、管理等について必要な事項を定め、公園の利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。</u> (3) 省略 (4) 省略 <u>(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)</u> 第2条の2 <u>法第3条第1項の条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。</u> <u>(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u> 第2条の3 <u>都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u> <u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u> 第2条の4 <u>次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u> (1) <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u> (2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u> (3) <u>主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘク</u></p> | <p>目次 第1章 省略 第2章 都市公園(第3条 - 第19条) 第3章～第6章 省略 附則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、公園の管理等について必要な事項を定め、公園の利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略</p> |

タールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 2 条の 5 法第 4 条第 1 項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。)第 5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設、同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第 6 条第 1 項第 2 号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(3) 政令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令

で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの条の本文又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 政令第6条第1項第4号に規定する仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの条の本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第3条～第5条 省略

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものは、この限りでない。

(1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2)～(9) 省略

以下省略

第3条～第5条 省略

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものは、この限りでない。

(1) 公園施設(法第2条第2項各号に掲げるものをいう。以下同じ。)を損傷し、又は汚損すること。

(2)～(9) 省略

以下省略